

# 銚子オーシャンズ サポーターズクラブ

## 『銚子オーシャンズサポーターズクラブ』入会申込書

フリガナ			
お名前	(姓)	(名)	
生年月日		性別	
ご住所	〒		
電話番号			
メールアドレス			

----- (キリトリ) -----

### お申し込み方法

所定の会費 5,000 円（入会金 1,000 円＋年会費 4,000 円）を下記口座にお振込みいただき、本入会申込書に必要事項をご記入のうえ、切り離して封書にて下記住所までお送りください。

### 会費振込口座

銚子信用金庫 本店 普通口座 0538014  
銚子オーシャンズサポーターズクラブ

### 申込書送付先

〒112-8799 東京都文京区小石川 4-4-2  
小石川郵便局留め  
「銚子オーシャンズサポーターズクラブ  
運営事務局」宛



## 銚子オーシャンズサポーターズクラブ会員規約

### 第1条(名称)

この会の名称を、銚子オーシャンズサポーターズクラブ(以下、当クラブ)とします。

### 第2条(本規約の適用範囲)

1. この会員規約は、社会人クラブ野球チーム「銚子オーシャンズ」(以下、球団)が設立した当クラブ会員(以下、会員)に提供される特典及び会員の義務を定めたものです。  
2. 会員は、本規約を承認の上これを遵守するものとします。

### 第3条(入会)

1. 当クラブへの入会については、以下の(ア)～(イ)の手順で申込みを行うものとします。  
(ア) 球団ホームページよりオンライン入力フォームに必要事項を入力の上、送信。  
(イ) 所定の入会申込書に必要事項を記入の上、当クラブ事務局まで郵送。  
(ウ) 球団の行なう練習場または試合会場に設置された入会ブースでの申込み。  
2. 上記の申込み手続きと併せて、第4条に定める会費を当クラブに支払うものとします。  
3. 入会申込み及び会費の入金確認をもって、入会手続きの完了とみなします。

### 第4条(会費)

1. 入会金は消費税込で1,000円とします。  
2. 年会費は消費税込で4,000円とします。  
3. 入会金及び年会費の払込は、当クラブが定める所定の口座への振込み(第3条-1(ア)～(イ)の場合)、または現金による支払い(第3条-1(ウ)の場合)とします。  
4. 口座振込み時の手数料は、会員が負担するものとします。

### 第5条(メンバーズカード)

1. 当クラブは入会手続きの完了後、会員番号及び有効期限の記載されたメンバーズカードを発行します。

2. メンバーズカードは会員本人のみ利用できるものとし、他人へのメンバーズカードの貸与、譲渡を禁止します。  
3. メンバーズカードの紛失、盗難、滅失その他の理由により、会員がメンバーズカードの再発行を希望する場合、再発行にかかる費用は会員の負担とします。

### 第6条(会員資格の有効期限)

1. 入会申込みは随時受け付けるものとします。  
2. 会員の有効期限は、入会手続きの完了月の末日から1年間とします。

### 第7条(会員特典)

1. 会員は、メンバーズカードを提示することにより、球団及び賛同法人が定めた特典を受ける事が出来ます。メンバーズカードの提示が無い場合、特典を受けられない場合があります。  
2. 会員特典については、球団ホームページにて確認することができます。  
3. 特典の内容は予告無く変更となる場合があります。

### 第8条(会員更新)

1. 当クラブは、会員資格の有効期限を迎える会員に対し、そのおおよそ1ヶ月前までに郵便又はE-mailにより更新手続きについての案内を送付します。  
2. 当クラブの会員更新に関しては、会員資格の有効期間内に所定の年会費の払込が確認されたことをもって、更新とします。  
3. 更新をされた会員には、更新手続き完了後に新しいメンバーズカードを発行します。

### 第9条(中途退会)

会員資格の有効期間内での退会を希望する会員は、会員番号・氏名・住所・電話番号・退会期日を記載した郵便又はE-mailにて、当クラブに退会の申請をするものとします。その際、会費の返還はしないものとします。

### 第10条(会員資格の喪失)

会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、ただちに資格を喪失するものとします。

### 第11条(本規約に違反した場合)

1. 本規約に違反した場合。  
2. 球団、及び他の会員を含む当クラブの運営を妨げる行為、誹謗する行為を行なった場合。  
3. 会員の有効期限を過ぎ、所定の更新手続きを行わなかった場合。

### 第11条(個人情報の保護・取扱)

当クラブは、会員の個人情報を適切な方法で管理し保護する義務を負います。会員の個人情報は、法律に基づき官公庁からの開示請求を除き、球団及び当クラブ運営委託企業以外の第三者に開示、提供してはならないものとします。

会員の個人情報の利用目的は、以下の各号いずれかの通りとします。

1. 当クラブメンバーズカードの送付等の会員サービスを提供するため。  
2. 当クラブ及び球団、及び賛同法人から、会員にとって有益であると当クラブが判断した情報を会員宛に送付するため。

### 第12条(当クラブの活動の休止・終了)

当クラブは、3ヶ月前までに球団ホームページにて告知することにより、当クラブの裁量でその活動を休止又は終了し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。

### 第13条(免責)

当クラブは、本サービスの利用並びに当会の終了により会員、又は第三者が被った損害等に関し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。また、当クラブからメンバーズカード等を発送する場合の遅延・郵便事故・発送事故に関する責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

### 第14条(規約の変更)

1. 当クラブは、会員サービスの全部又は一部を変更、追加又は廃止することができるものとします。  
2. 当クラブは、上記第1号による会員サービスの全部又は一部の変更、追加又は廃止につき、何ら責任を負うものではありません。